

② 婦人科検診の対象年齢が変わります

問 健康医療政策課 Tel 0296-77-9145

令和7年度の乳がん検診は、超音波検査の対象年齢を拡大しました。

検診		対象(令和8年3月31日時点)
乳がん	超音波検査	30～69歳までの方(30～49歳は年1回、50～69歳は奇数年齢)
	マンモグラフィ	40歳以上で偶数年齢の方
子宮頸がん		20歳以上の方
骨粗しょう症		20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70歳の方

検診は完全予約制で、集団検診または医療機関検診で実施できます。

詳しくは、広報かさま4月号に折り込む「健康づくり年間予定表」、広報かさま「お知らせ版」、市ホームページなどでご確認ください。

健診Web予約の操作方法がご不安な方のためのお助け窓口を開設します。スマートフォンをご持参ください。

日時 4月14日(月)～16日(水) 午前9時～11時

場所 健康医療政策課(地域医療センターかさま内:笠間市南友部1966-1)

③ 4月から農地転用許可などの手続きが変わります

問 地域計画や農振除外などについて: 農政課(内線526)

農地転用について: 農業委員会事務局(内線73141)



農地を住宅や駐車場、太陽光発電施設などの農地以外の用地にする際は、農地転用許可制度による「農地の転用(農転)」や農業振興地域制度による「農用地区域からの除外(農振除外)」などの申請が必要ですが、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」を策定した後(令和7年4月以降)は、地域計画区域内の農地であれば、あらかじめ地域計画を変更(地域計画区域から除外)する手続きが追加で必要になります。

農地転用や農振除外などには、これまでよりさらに手続きに時間を要することになりますので、必ずお早めに農政課へご相談ください。詳しくは右上の二次元コードからご覧ください。

○地域計画策定後の各手続きの受付締切日(締切日が土・日・祝日の場合は、前日(市役所開庁日))

地域計画の変更申請	農業振興地域整備計画の変更申請(農振除外など)	農地転用の許可申請
偶数月の10日(6回/年)	4月、10月の10日(2回/年)	毎月10日(12回/年)

○地域計画の変更申請受付締切日から農地転用許可が出るまでの期間

- ・農業振興地域農用地区域(青地)の場合 → 最短でも7か月程度
- ・上記以外(白地)の場合 → 最短でも3か月程度

※申請の内容や農転許可申請のタイミングによっては、さらに期間を要します。

④ 献血にご協力ください

問 茨城県赤十字血液センター Tel 029-246-5566 市健康医療政策課 Tel 0296-77-9145

献血は16歳からできる身近で重要なボランティアです。献血された方に記念品を用意しています。献血はWeb予約、アプリ予約ができます。献血ができる基準や予約などの詳細は、右の二次元コードでご確認ください。

お一人でも多くの方の協力が必要です。よろしくお願いします。

日時 4月2日(水) 午後1時45分～4時

場所 笠間ショッピングセンターポレポレシティ(笠間市赤坂8番地)



詳しくはこちら